

第34回政策評価制度部会

1 日 時 令和4年11月16日（水）10時00分から11時30分

2 開催方法 Web会議により開催

3 出席者

（委員）

森田朗部会長、牛尾陽子部会長代理、岩崎尚子委員、薄井充裕委員、田辺国昭臨時委員、横田響子臨時委員、小野達也専門委員

（総務省）

清水行政評価局長、砂山大臣官房審議官、平池大臣官房審議官、大槻総務課長、辻企画課長、高角政策評価課長、折田総務課企画官

4 議 題

- 1 行政事業レビューの動向について
- 2 横断的課題について

5 資 料

- | | |
|-------|--------------------------------------|
| 資料1 | 所有者不明問題に関する指摘（空き家、ため池） |
| 資料2 | 所有者不明土地等の利活用・適切な管理に当たって求められる対応等（分野別） |
| 資料3 | 所有者不明土地への対策に係る政府の取組（主なもの） |
| 資料4 | 過去の当局の調査結果から見る「人口減・担い手不足」の実態（主なもの） |
| 資料5 | 日本の人口推移 |
| 参考資料1 | 「行政事業レビュー」の課題と対応状況 |
| 参考資料2 | セッション1及び試行版行政事業レビューシートからのフィードバック |

- 参考資料 3 アクティビティの特徴に応じた政策効果の測定のポイント～EBPM
の推進のために～(試案)
- 参考資料 4 今後の行政事業レビューの改善について～行革事務局の問題意識
～
- 参考資料 5 行政評価局の取組（効果検証の活動事例）
- 参考資料 6 経済産業研究所におけるEBPMへの取り組みについて

6 議事録

(森田部会長) おはようございます。それでは、第34回政策評価制度部会を開会いたします。

本日は田淵委員が御欠席とのことですが、そのほかの委員の皆様はオンラインで参加されています。

それでは、早速ですが、議事に入りたいと思います。

一つ目の議題は、行政事業レビューの動向についてです。内閣官房では、11月8日から10日にかけて行政事業レビューの秋の公開検証が行われました。そのうち、11月10日に行われたセッション2におきましては、今後の行政事業レビューの改善についての議論が行われたと伺っております。当部会で議論している政策評価制度の見直しとも関連することとなりますので、まずは行政事業レビューの動きにつきまして、事務局から御報告いただきたいと思っております。

それでは、事務局、お願いいたします。折田企画官、どうぞ。

(折田総務課企画官) 総務課の折田と申します。よろしくをお願いいたします。

行政事業レビューの報告ですが、レビューア―として御参加された横田先生を差し置いて御報告するのは非常に僭越ですが、もし間違っている点等ございましたらおっしゃっていただければと思います。

まず、参考資料を6点付けさせていただいておりますが、かいつまんで状況を御説明させていただきます。

元々行政事業レビューにつきましては、参考資料1の①に書いてありますとおり、6月のデジタル臨時行政調査会における総理指示、それから、6月7日の骨太方針に基づいて、行

政事業レビューシートを見直して、予算編成プロセスでこのレビューシートをプラットフォームとして使おうという流れの中で行われているものです。我々の政策評価審議会の提言、それから政策評価制度の見直しと、ある意味両輪という形で進んでいると理解しておりますので、その観点から、関係する部分を御説明させていただきます。

参考資料2の2ページ目を御覧ください。

今回、大きく分けてセッション1とセッション2という二つのセッションで行われ、セッション1では、いつもの秋のレビューと同じように個別事業について議論されましたが、セッション2では、今年はEBPMに着目した議論をしようということで、少し例年とは毛色の違う議論が展開されておりますので、その点を御紹介させていただきます。

2ページ一番下にあります、経済産業省の中小企業生産性革命推進事業ですが、詳細は説明し始めると切りがありませんので簡単に申し上げますと、優れた点として言われていたのが、元々経済産業省は生産性の向上を指標に置いていましたが、生産性が上がったか下がったかを取るには数年という単位で時間がかかりますので、初期アウトカムとして補助事業の効果が出ているかどうかを手前で確認できる指標を検討できないかとやり取りしたところ、経済産業省から、一番下にありますように、手前の指標として補助事業者の事業化率を提示していただきました。こういった形で、なるべく早い段階で自分の軌道がきちんと思い描いたとおりに進んでいるかを確認できる指標を置く事例として優れているのではないかと思います。

また、補助事業については、なかなか効果を測ることが難しい事業ですが、補助対象者からデータを取得することを交付要綱の中にきちんと盛り込んで、そのデータを使って分析することも行われている点が優れていると褒められております。

次の3ページです。

文部科学省の学校地域強化プランですが、こちらについては、これまでなかなか指標の設定の仕方が、ある意味そのアクティビティの内容であったり、アウトカムの内容であったり、事業を実施している学校数や設置した本部の数などを指標に置くことが多かったのですが、今回レビューの中のやり取りで、こういう地域力を強化するという考え方については、受け手側の地域の方々がどのような行動変容につながったのか、意識の変化が行動変容につながったのかということが大事であるため、そこを取りにいこうということを文部科学省から御提示をいただきまして、この点も素晴らしかったと言われておりました。

また、その次にあります厚生労働省の保険者機能強化推進交付金ですが、こちらについて

は、厚生労働省から行政改革推進本部事務局と有識者の方々に内部データを御提供いただきまして、その交付金に関するデータを有識者の先生を中心に分析をして議論をしたということで、非常に画期的な議論ができたのではないかと考えております。その中で、例えば二つの交付金を比較して配分の相関関係を見て、相関係数がほぼ1に近い数字が出るような配り方が同じ交付金を二つ作るというのはどうなのかという議論や、各種指標がその交付にどう結びついているか相関を調べて議論するということが行われておりました。

次、4ページです。

横田臨時委員が御参加された防衛省の事業、それから法務省の保護観察の事業です。法務省はEBPMに非常に積極的に取り組んでいる府省の一つだと承知をしておりますが、保護観察のところで、性犯罪者処遇プログラムの受講者の行動変容を把握する指標を設定して、実施している事業の効果を測る努力をされていると高く評価をされておりました。ただ、性犯罪者以外の罪種に関する分析も行うなど、更なる取組ができるのではないかと議論がなされておりました。

このように、今年のレビューは必要性というより有効性の観点からの議論が中心に行われたのではないかと考えております。

続きまして、5ページです。

個別の11事業だけではなく、今回、骨太方針に基づきまして、先ほど申しあげました行政事業の見直しに向けて、試行版の行政事業レビューシートの作成を各府省にお願いをしております。128シートについて御提出をいただいております。それを行政改革推進本部事務局が分析をしましたところ、簡単に概要を申し上げると、やはりレビューシートが何の役に立っているのか、評価書が政策評価のどこに役に立っているのかがまだはっきりとしていないところが問題ではないか、要は、何に使うのかというところではないかと考えております。また、これは我々の検討にも関係してくると思いますが、やはり128シートだけを見ても事業が非常に多様でして、事業ごとに評価の仕方のアプローチは様々あるということがよりクリアになりました。

そうした現状を踏まえまして、今後どういう風に進めていくか、行政改革推進本部事務局の方で試案として提示をしております考え方が、続く参考資料3、ページで申し上げますと中身は3ページですが、事業が多様である、評価のやり方も多様であるという中で、何から手をつけていいのか分からないというのが各府省、特に原局・原課の担当の方の率直な思いではないかと思っております。1点目に「敷居が高い」と書かせていただいておりますが、2点目、

実は実際の現職の職員の方の生の声をそのまま書きましたが、E B P Mは難しい、政策評価は難しいと思いつつも、自分が担当している業務がどのような効果を上げるかということに関心を持たない公務員はいないため、そこから物事を考えていってはどうかということが、この仮説のベースになっているものです。3点目に書いておりますアクティビティ、行政の実際の活動に着目して何らかの整理ができないかということで、試しに実施してみたものがこの資料です。

5ページに飛んでいただきまして、なぜアクティビティかというところですけども、当然E B P Mを考えるときに、目的からバックキャストして考えるということは基本ですが、アウトカムやインパクトについては、人によってなかなか見方が違うので、どこから議論をそろえていったらいいのかがぶれがちになります。一方、アクティビティ、実際に自分が行っている活動は人によって捉え方に違いがなく、その内容については担当が一番よく分かっています。また、自分が行っている活動についての効果を短距離で見るとぶれが少ない、ほかの外部要因が入り込む可能性が少ない、それから、似たような取組を実施しているところが参考にしやすいというメリットがありますので、アクティビティに着目した整理をしてみようと考えております。

先生方にはもう釈迦に説法ですが、7ページを御覧いただきまして、アクティビティとは何なのかというところですが、我々も128シートを分析してみて、事業の構造が多様である原因が、アクティビティレベルで見えていきますと、様々なアクティビティの組合せによっていろいろな事業が成り立っているためであることに改めて気づかされました。ただ、その組合せは無限にパターンがありますが、アクティビティ一つに着目すると、バリエーションはそれほど多くなく、カウントできない程ではないことが見えてきました。分かりやすいのが一番下にありますように、普及啓発事業ですと、例えばイベントの実施やホームページでの広報などアクティビティに着目すると、各府省共通で実施していることが見えてくるのではないかと考えております。この左側からスタートしようという発想です。

次のページですが、アクティビティの分類、分類と言葉に語弊がありまして、隙間なく重なりのない分類がこれではできるとは思っておりませんが、分類のやり方として、介入する手段、それから、介入する手段が何に介入をして、その介入に対してどういう効果をもたらすかという順番で考えていくときに、手段で分類したらどうだろうということで見えております。情報でもって人の意識の変化や行動変容をもたらす、それから人を使う、物を使う、予算を使うという形で整理ができるのではないかと考えておりますが、こういう分類をき

れいに分類学のような形でやるというよりは、表れをベースにしてグルーピングしてみたという段階です。この右側に星印がついておりますのが、今回、行政改革推進本部事務局の方で整理をした内容となっております。

簡単に一つだけ御紹介しますと、12ページを御覧いただければと思います。

広報・普及啓発に関するアクティビティですが、大体よくある指標の置き方としては、供給側である行政側が何をしたのか、例えば企画展示の実施回数は何回だったか、それから、来館された方が何人だったかということで、供給側で測れるものを置きます。しかし、ほかの事業をいろいろ見てみますと、それだけではなく、広報というのは、自分たちが伝えたいことが相手に伝わったかどうかを確認しないと効果は測れないので、供給側から情報の需要側に視点を移すことが大事だと考えております。来館者という点で申し上げますと、来館者にアンケートを取ってその満足度を取り、更に、満足度も単に満足したかということを開くだけではなくて、どういった点について満足したのか細分化して情報を取ることで、自分たちのアクティビティの改善につながる情報を得られるように工夫しているところがありました。いろいろステップを踏んで努力されている府省が多くありますので、こういったことを整理して、各府省に示したいと考えております。

こういったアクティビティ別の整理も含めて、今後何をしていくかというところが、まとめで参考資料4の2ページです。

このセッション1、それからセッション2の説明が抜けましたが、セッション2というのは、行政事業レビューをどのように改善していくかということのを別枠で議論してございまして、今のアクティビティ別の整理や、行政評価局とRIETIなども参加して、制度官庁としてどう改善していくかを議論しました。そのセッション1とセッション2の議論をまとめたものが、参考資料4の2ページ以下、3ページにわたって書いております。

簡単に申し上げますと、1番が、まずEBPMの基礎的なレベル、指標の設定をきちんとやること、特に2番の初期アウトカムの設定をし、なるべく早く異常に気付くことを変化の大きい時代ではやるべきということです。

それから、4番に関係するところですが、政策評価審議会の提言でもありましたように、固定的、画一的な評価プロセスを改めようという大本が、事業の多様性に合わせて評価を考えていけないといけないのではないかという問題意識がここでも示されております。そのほか、4番では、事業設計と同時にあらかじめ評価設計を準備しておかないと事後の検証ができないという、この審議会でもこれまで議論されてきたことが提示をされております。

次の3ページの9番ですが、基礎レベルというお話をしましたが、その更に上のレベルに関しては、行政評価局の実証的共同研究を含めて支援をすべきだという指摘もございました。

あと10番、これが一番重要なポイントではないかなと思いますけれども、レビューシートを書くということが、ただの紙を作る作業ということではなくて、作る過程そのものがEBPMの実践そのもの、企画立案そのものになっていくような形で、レビューシートの見直しを考えていったらどうかということが指摘をされております。

もう一つ、12番、先ほどの多様性にも関係しますが、やはり事業レベルで効果検証を行っていこうと思うと、どうしても単位が小さ過ぎて、その単位ではなかなか効果が見られないという問題があります。政策評価の世界で申し上げますと、評価対象をどうするかという議論につながる指摘ではないかと思えますし、これまで行政改革推進本部事務局の中でも指摘されている、やり方が分からないという手法問題についても、併せて検討していくものと我々は受け止めております。

4ページ、最後ですが、この見直しを今後5,000の全事業に波及させていくということで、かなり時間がかかって道のりは長いと考えておりますが、行政改革推進本部事務局、それから我々行政評価局を含めて、各府省の事業レベルの評価の取組、営みに対する「品質管理の品質管理」ということで、各府省のEBPM推進部局が会計課と一緒に行政事業レビューの品質管理を行います。その品質管理の品質管理のお手伝いができるようになるべきだということで締めくくられております。

長くなって恐縮ですが、行政事業レビューの報告は以上です。

(森田部会長) 御丁寧な報告ありがとうございました。

ただいまの御報告について御質問を承りたいと思いますけれども、最初に、秋のレビューでは実際に評価者をお務めになられました横田臨時委員に御発言をいただければと思いますので、横田臨時委員からよろしく願いいたします。

(横田臨時委員) ありがとうございます。今、全体的な御報告いただいて、私はセッション1の法務省と防衛省のレビューに参加したのみなので、全体像についてはそういう議論がされていたのかと勉強になりました。ありがとうございます。

今、御説明いただいた中で、アクティビティの件に関して言うと、防衛省は恐らく研修の部分であったかと思えますし、法務省の保護観察に関しては施設整備と相談業務の二つにまたがっていたように記憶をしております。そのため、このように分類整理がなされていっ

て、効率的に検証していくための目標設定のサポートになるのは非常に良いことだと思っ
て拝見をしておりました。

今回の各府省のレビューシートをプラットフォーム化していくということは、非常に重
要だと思っています。先日、財政制度等審議会に参加した際、予算編成プロセスで行政事業
レビューシートをしっかりと使っていくという旨の御報告がなされていきました。財政制度等
審議会は予算のめりはり付けなどを主に見ていくところなので、中には、委員からもきちん
とアウトカム設定をしていなかったら予算を切るべきという意見が出ていたりしました。
そういう意味で言うと、職員の方々にとってプレッシャーになる一方で、きちんと検証がで
きる指標を設定していくことをより意識付けできると思います。他方、危惧されたのは、正
にそのように妥当で納得感のある設定をきちんとサポートする必要がある。また予算編成
プロセスはスケジュールが固まっているため、今回、政策評価の中でフレキシブルに変えて
いくというところとどう文脈を合わせていくのかも含め、レビューシートの内容やスケジ
ュール感などを財務省、行政評価局、各原局が三位一体で議論を重ねていく必要があるとい
うのが今の御報告受けての感想です。

加えて、何よりもEBPMのデータの設定に関しては、政策評価部局の役割の大きさを非
常に感じた次第です。

以上です。

(森田部会長) ありがとうございました。

ほかに御発言いかがでしょうか。

小野専門委員、どうぞ。

(小野専門委員) ありがとうございます。3点、コメントさせていただきたいと思いま
す。行政事業レビューシートを抜本的に強化して財務省も予算編成の際に使うというこ
とで、非常に大きく動くのではないかという期待もありますが、今回の説明を伺って気になっ
た点として、一つ目は、やはり5,000の事業を対象にするという辺りです。説明の中でも基
礎レベルがまだまだだと改めて分かったとありました。これは要するに、政策評価は22年目
になりますが、発足当初から実績評価方式に関する議論がずっとあり、目標管理型の政策を
対象とする政策評価になって、政策評価審議会はもちろん行政評価局でいろいろ議論して
きたことで、評価制度の中では次第に良くなってきたところがあります。一方で、行政事業
レビューは2013年に始まって、こちらもう10年になりますが、当初から成果指標などを設
定することになっていたにもかかわらず、少し単純化して言ってしまうと、必ずしも品質が

良くない状態が続いているという認識が共有されていると思います。今回、行政事業レビューシートをかなり強化する形になりますが、基本レベルのところは余りできていない状態なので、目標と実態の間に距離があるかと思います。一方で、財務省が予算編成の際に行政事業レビューシートを使うとなると、各府省も必死で対応するかもしれませんが、それが本当に追いつくのか少々心配です。

そこで、政策評価制度の中でもされてきた事業のタイプや多様性に応じて評価のやり方を変えるという議論について、これはもちろん既に考えておられるということではあります。その議論の方がある程度先にあるべきで、とにかく試行版の行政事業レビューシートの対象を全部の事業に拡大しようというのは難しいと思われます。政策評価制度における施策レベルの評価制度500個でも品質の向上に時間がかかっている状態なのに、今まで余りできていない行政事業レビューシートにおいて、5,000事業を一遍に対象にしても大丈夫なのかという懸念があります。

また、自己点検の丸を付ける箇所もありますが、地方公共団体の評価の例を見ても、一旦はきちんと取り組んでも、クオリティ高く継続的に実施していくことは難しいため、本気で予算編成、予算査定に関わるとなると、その辺もどう設計されるのかと思いました。

それから2点目は、資料の中にはなかったため気にしていましたが、御説明の中で、事業レベルで完結しないような場合の議論も考えておられるということで、それは非常に重要だと思いますし、今回のアクティビティに注目した測定のポイントは非常に有意義で興味深く、確かにこういうやり方があると思いました。一方で、資料の中ではほぼ事業レベルで完結している議論だけが書かれています。参考資料中の事例や試行版の行政事業レビューシートに書かれている指標などを見ても、事業レベルで完結しておらず、施策ぐらいのレベルになって初めて議論ができるのではないかと、あるいはエビデンスというときに、事業単位で見るとより施策レベルで見た方がいいものが明らかにあると思います。事業のタイプによっては施策レベルなど個々の事業を超えたレベルでの議論を想定することが必要ではないかと思います。

3番目が、評価関連作業の一体化ということで、この資料でも冒頭、政策評価制度との一体化ということを審議会で議論していると整理されています。今回、御説明いただいたのは行政事業レビューの話であるため、政策評価への言及がないのは別に構いませんが、一体、政策評価審議会で審議中というのは、今、どういうことを審議していることになっているのかが少し気になります。実は、大分前に、政府内の評価制度の有機的な連携ということで、

目標管理型評価と行政事業レビューはある意味統合された訳です。手段として位置付けられていた事業に、今回は管理のベースが移ることになる訳です。そこでお願いですが、いろいろなものの構想が固まった段階で、総務省だけではなく内閣官房も含めて、これまで国として評価をどういう風に行ってきたのか、それを今回どのような目的でどういうやり方に変えるのかということを一度どこかできちんと説明をしていただきたいと思います。

そのときに、評価作業の一体化ということでもありますが、作業の重複排除について資料の冒頭にも書かれていますし、過大な負担を軽減することは非常に重要なことだと思う一方で、仮に試行版の行政事業レビューシートを来年度は5,000事業で始めるとなった場合、いきなりは無理なのでレビューシートに空欄があっても構わないという話を聞いた気もしますが、それはいかがなものかと思えます。政策評価制度は22年、行政事業レビューも10年経験があって、その段階で基礎レベルができてないからといって、空欄も許すというのは余りにも腑に落ちないと言いますか、EBPM、エビデンスを追求するものもあるし、指標にそぐわないものはタイプ別にやり方を変える取扱は当然すべきですし、大いに結構だと思えますが、その整理がない状態で、試行版の行政事業レビューシートの対象を5,000事業全てに拡大しても本当に大丈夫なのかと思えます。単純に言うと、目標管理型政策評価がなくなっても、一定の品質を求める業績測定や目標管理の対象がこれまでの500個から5,000個になる訳です。5,000個の方は、これまでの行政事業レビューのやり方のままであれば業務量が低減される訳ですが、そちらをかなりきちんと考えて強化しようとする、何かのガイダンスがあるにしても、直感的にも業務量が激増するものと思われれます。ただ、実際に可能な範囲の中でやるとなると、やはり5,000事業全部を対象にするのはクオリティーが非常に心配になります。

そのため、もう来年度から本格的に実施すると決まっているのであれば致し方ないのですが、少し言葉を選ばず言ってしまうと、評価作業の一体化が拙速にならないようにと言いますか、レビューシートに空欄が多いからといってそれを除外するとすれば、それはおかしいので、事前に整理や準備をできる限りしていただきたいと思います。

少しまとまりがないコメントになりましたが、以上、3点であります。

(森田部会長) ありがとうございました。

折田総務課企画官からお答えをお願いいたします。

(折田総務課企画官) まず、横田臨時委員から財政制度等審議会の御紹介をいただきましてありがとうございます。本来は我々事務局から御報告しなければいけない話ですが、大

変助かりました。

小野専門委員の3点の御指摘は、我々も実際に行政事業レビューシートを見て、実感としてそのとおりだと受け止めております。

5,000事業の取扱については、私が説明を割愛した部分もありますが、参考資料4の3ページの11番を見ていただければと思います。正直、試行版の128事業も含めて、5,000事業のうちほかで評価がなされているものが多種多様にありまして、全部が全部同じようなやり方で、果たしてコストをかける必要があるのかということも含めて考えなければならないという問題意識は行政改革推進本部事務局も持っております。例えば、独立行政法人評価、運営費交付金に対する評価は独立行政法人評価制度委員会で見ているわけですし、個別の研究開発の評価について、事細かに行政事業レビューシートで見るのが適切なのか考えていけないといけないという認識はあります。

もう一つ、先ほど施策レベルのお話がありましたけれども、飽くまで行政事業レビューがカバーしているのは予算事業です。ただ、予算事業と一口に言っても、大小様々ありますが、予算事業ではない施策レベルの評価というのは、政策評価の世界できちんとカバーをしないといけないという風に、改めて行政事業レビューの側から見て必要性について認識が出てきたと受け止めております。

正直、この5,000事業をどのように進めていくかということについては、一律に進めるということではなくて、性質に応じてということになります。また、政策評価制度を含めたほかの関連制度といかに役割分担をしていくのか、特に各府省の担当の方々の負担を増やす方向に行かないようにするということは、行政改革推進本部事務局と行政評価局の双方が肝に銘じなければならないことだと理解をしております。そのため、提言にも書かれておりますように、政策の立案の中で行われているものが、この表れとして評価書やレビューシートという形になることで、なるべく別途の評価を改めてやらないようにしたいと考えております。また、政策評価制度の見直しについてどうするかは、行政事業レビューとの役割分担を含めて、改めて御相談をさせていただければと考えております。

アドバイス、ありがとうございました。

(森田部会長) 小野専門委員、よろしいでしょうか。

(小野専門委員) ありがとうございました。了解です。

(森田部会長) ほかにいかがでしょうか。

薄井委員、どうぞ。

(薄井委員) 森田部会長、ありがとうございます。

単純な質問ですが、資料を拝見していて面白いと思った切り口が、補助金の交付における交付先の裁量が大きい補助金と、そうでない補助金という分類です。先ほど小野専門委員からもお話がありましたが、各府省で作業するに当たって、やはりスパッとした切り口やキラッとした視点があり、作業そのものについてある種インセンティブが湧くような指針や例示は必要だと思います。そういう意味では、交付先の裁量が大きい、小さいという分類は今まで余り見たことがなく、それ自身テクニカルで非常に難しいところもあるかと思いますが、なぜこういった視点が出てきたのかということと、それから、これについての評価などがあれば教えていただきたいと思います。

(森田部会長) 折田総務課企画官、お願いします。

(折田総務課企画官) ありがとうございます。なぜこの発想が出てきたかということで、参考資料3の24ページ、25ページを御覧ください。これは学術的な分類ではなく、試行版の128事業を見ていく中で、補助金を何らか分類できないか、例えば支出形態によって補助金であったり交付金であったり、交付のやり方なりで何か分類ができないかと悩んでいたのですが、結局そこに大きな差異があるのかということを考えてときに、今回のテーマである効果検証をどうやるのか、効果検証のやり方として共通項があるのかということ考えて、幾つかの補助金をベースにロジックモデルを作って検討していくと、大きく二つのやり方に分かれるという風に見えてきました。一つは、交付先で自由に支出する中身を決められるもの、例えば浜プランは典型だと思いますが、国が定める要件が割と緩やかで、地方の自発的な創意工夫を引き出すタイプのものについては、これはこれで地方分権という観点からすると良いことだと思いますが、その効果を測る国という立場になりますと、実際は何が行われているかというところから把握しなければならず、それが地方によってばらばらな訳ですので、国としてどう評価をするのかは非常に難しいかと思えます。その対極にありますのが、国として使い道がある程度限定されていて、例えば各交付対象者が基準に沿って粛々と執行する補助金の場合は、ある意味、国がその効果の発現経路も含めて、自分たちできちんと設計をしている訳なので、その設計どおりきちんと効果が現れているかという情報、データをいろいろな地域から集めて、見ていくことができるのではないかということが、現実の補助事業のロジックモデルを分析する過程で少しずつ浮かび上がってきました。我々もまだ128事業を見ただけであり、十分にできているとは思えないため、先生方から、ぜひほかの項目も含めて、こうしたやり方があるのではないかという御示唆をいただけると、大変

ありがたいと思っております。

(森田部会長) 薄井委員、よろしいでしょうか。

(薄井委員) 結構です。どうもありがとうございました。

(森田部会長) それでは、ほかにこの件について御発言はありますでしょうか。

特にないようでしたら、次の議題に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

今、事務局から御説明があったとおりですが、行政事業レビューの改善が政策評価制度の見直しにもつながると理解いたしました。この部会におきまして議論しております政策評価制度の見直しに係る具体的な方策、それを取りまとめる答申案を出さなければいけない訳ですが、今御報告いただいた行政事業レビューの見直しと答申の内容が足並みをそろえていければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の議題に移らせていただきたいと思います。

議題の2番目は、横断的課題についてです。

8月の制度部会において整理した論点の一つといたしまして、各府省単独の個別施策では触れる機会のないような横断的な課題への対応に関して、府省横断で政策を見ることができる審議会として、あるいは総務省としてどのような役割を果たせるかということにつきまして、これまでの行政運営改善調査などの実例を踏まえつつ検討していきたいと考えており、本日は、この論点について御議論いただきたいと思いますと思っております。

少し漠然としておりますけれども、事務局から具体的なケースを念頭に置きまして資料の御説明をお願いしたいと思います。

それでは、辻課長、よろしく願いいたします。

(辻企画課長) 企画課長の辻です。資料について御説明をいたします。

ただいま森田部会長からお話いただきましたように、8月1日の政策評価制度部会で整理をいただいた論点を踏まえ、各府省単独の個別政策にはとどまらない、横断的な課題に目を向けたときにどのようなことが見えてくるのか、横断的な課題としてどのようなものがあり得るのかということについて、これまでの行政運営改善調査の実例などを基に検討いたしました。その結果、これまでの審議会で御意見いただいたことなども踏まえると、まずは、土地等の所有権、特に所有者不明の問題、それから人口減、担い手不足の問題が挙げられるのではないかとということで、整理をしたものです。資料1から3が、所有者不明土地等の問題、それから資料4、5は、人口減、担い手不足の問題について整理をした資料です。

まず、資料1を御覧いただければと思います。

こちらは所有者不明土地等の問題ですが、近年、行政評価局で調査を実施したテーマということで空き家対策に関する実態調査というもの、それから、現在実施中の調査ということでため池防災減災対策の調査をまず紹介させていただいております。その中で見たときに、家屋の撤去、防災工事などの必要な措置を講ずるに当たって、土地や家屋の所有者が不明であることによって、所有者の特定などに非常に手間がかかって支障が生じているという課題が浮き彫りになっております。例えば、1ページです。空き家対策については、所有者を特定するため、他の市町村に戸籍情報の公用請求等の負担が生じるなど、所有者等の特定に多大な負担が発生しています。また、2ページのため池については、利用されていないため池の廃止について、所有者不明の場合には所有者の意向確認ができないという支障が生じているとなどの指摘がされております。

こうした所有者不明土地等の問題については、土地の利活用や防災対策などを進める上で、ほかの分野でも共通しているのではないかという仮説を立てまして、文献や公表されている資料などを当たり、ほかの分野においてどのような課題が指摘されているのかをまとめたものが4ページ以降です。

公共事業などでの土地利用や、森林、農地などの分野においても、所有者不明であることが土地の利活用や適切な管理を行う上で障害になっているといった指摘が各分野で行われています。例えば、東日本大震災の復興事業で、所有者不明土地が多数見つかった事業の遅れにつながったほか、次のページですが、所有者不明土地をその地域の公益のために活用できる地域福利増進事業というのがありますが、この地域福利増進事業を実施するに当たって、所有者探索の負担が大き過ぎてなかなかその事業を実施できないと指摘をされております。次のページは、森林経営管理の課題ですが、市町村において、所有者探索が大変な作業となっているという指摘がされております。一方で、7ページの農地の関係ですが、農地については、探索の範囲を登記名義人の配偶者や子供に限定をするという措置を取ることによって貸付けがしやすくなったと説明をされています。所有者不明土地等の問題については、特に所有者探索の手間やコストといった部分が共通する課題として挙げられているところです。

次に、資料2ですが、所有者不明土地等の利活用や適切な管理について、各分野においてどのような対応が求められているのかを整理したものです。土地一般、それから、森林、農地、ため池、空き家と分野ごとに整理したもので、土地等の利活用と、それから管理不全の

土地などについての管理確保に関する措置、大きくその二つの措置に分けられると思いますが、利活用については、各分野において、それぞれ一定の期間の使用権を設定して利活用ができる仕組みが設けられている。また、管理不全の土地等については、適切な管理確保のために、行政による代執行の枠組みが設けられております。

分野ごとに比べてみると、所有者等の探索の範囲、ここは法定相続人とするところが多いのですが、先ほど申し上げたように、農地などについては、配偶者と子供までになっているとか、あるいは異議申立て等の期間とか権利設定の期間、こういったものがそれぞれ分野ごとに異なっております。

一方、探索方法については、真ん中辺りに探索の際に参照すべき資料、書類が書かれています。こうしたものはおおむね共通しています。特に、ほかの地方公共団体が持っている戸籍情報といったものに当たる必要があることから、手間がかかっているという話も聞こえてくるようです。

全体として共通するのは、工事などを行うための権限、使用権や代執行の権限ですが、これを取得する前提として、所有者が不明であることを確定しないとイケない。それぞれの探索の方法、範囲などは、法令等により限定はされていますが、現状においては、市町村等の現場では所有者探索に相当の手間暇がかかっているのだろうと考えられます。

資料3を御覧ください。所有者不明土地等の問題については、政府としても問題意識を持って制度整備をしてきております。平成30年度以降に、政府においても、例えば所有者不明土地法の制定や、民法改正など、様々な取組が行われてきており、先ほど資料2で整理しました現行の枠組みも、こうした対応の一環として講じられてきたものです。

まず、平成30年には、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が制定されました。例えば、所有者不明の場合には、公共事業の用地取得のための収用の手続を知事の裁定で行うことができるようにするとか、使用権を設定して、地域福利増進事業を実施できるようにするとか、あるいは所有者の探索の方法を法令で定めて合理化する、また、長期間相続登記されていない土地については、登記官が職権で探索できるようにするといった仕組みが設けられております。

それから、次のページですが、令和元年には、表題部所有者不明土地の登記及び適正化に関する法律が制定をされました。登記簿の表題部の所有者欄が正常に記載されていない土地はかなりのたくさんあることから、これを解消するために、登記官が職権で所有者を探索できるようにするなどの措置が講じられて、不明の解消が図られているということです。それ

から、令和3年には、民事法制の見直しが行われ、新たな管理制度や、共有者が一部不明である場合に、その他の共有者でもって共有財産の管理や処分をやりやすくするような措置を講ずる、あるいは、今後新たに所有者不明土地を発生させないための措置として、相続登記の義務化であるとか、一定の条件を満たす場合には、相続により取得した土地を国庫に帰属をさせることを可能とする制度を創設するなどの枠組みが設けられております。

こうした措置がしっかり機能するようにしていくためにも、先ほど申し上げたような所有者探索の手間をどう合理化、効率化できるかということが一つの共通する課題として捉えることができるのではないだろうかと考えられます。

所有者不明土地等の関係は以上です。

次に、人口減、担い手の不足の問題について、資料4を御覧ください。過去5年の行政評価局の調査報告書の中で、人口減や担い手不足に係る現場の実態について報告をされているものに着目をして書き出してみたものです。

例えば、①の火山防災対策、これは最近公表したのですが、この中で見ますと、町の担当部署の人員不足という課題が挙げられております。ここに書いているような地方公共団体の事務負担や体制の問題については、この後ろのほうに出てくる⑤の子育て支援や⑥の文化財の保護・承継の調査などでも指摘がされているところです。また、②の伝統工芸の地域資源としての活用を見ますと、後継者の人材確保ができないという課題が報告されております。同じように専門人材が確保できない、確保に苦労しているといった問題については、これも後ろの⑤の子育て支援の中では、助産師不足の問題、それから⑥では、文化財の専門家不足の問題、それから⑧では、介護人材の不足、そういった課題が挙げられております。このほかは、④の地域公共交通の確保の問題、それから⑩の買物弱者対策、この辺りでは、人口減少や担い手が減少していく中でどのように地域を維持していくのか、そういったことが共通の課題としてあげられるものと考えられます。

次に、資料5を御覧ください。担い手不足に係る基礎データは、先生方も重々御承知のことだと思いますが、今後、人口減少が進む中で、生産年齢人口も急速に減少していくことが見込まれておりますが、実は、生産年齢人口自体は1995年あたりをピークとして、既に減少してきております。これまでは、女性、高齢者などの労働参加率を上げるなどにより、労働力人口自体は確保されてきましたが、それも限界に近づいてきております。

次のページですが、各分野の労働力の需給見込みについて、国が分野ごとにどのような推計をしているのか、いろいろデータを探してみたものです。国の機関が直接推計を出してい

る分野というのは限られておりましたが、いずれの分野も、労働力の供給不足が生じるといった推計が立てられております。また、参考として、民間のパーソル総合研究所では、2030年で600万人以上の供給不足が生じるのではないかと推計しています。人口減、担い手不足の問題は、深刻な問題になっているということです。

以上のような問題について、分野横断的に見たときに、どのような課題として捉えることができるのだろうかということですが、例えば、これまでの政策評価審議会でいただいた御議論なども踏まえると、各分野で専門人材が不足している問題について、国内や地域内における労働力資源の絶対量が不足して、分野や地域の間で人材の取り合いのようなことが生じ得る中で、各分野の取組が、全体的な視点から見た場合に持続可能なものになっているのだろうかといったことを見ていくことなどが考えられるのではないかと考えられます。

以上、事務局から、過去の行政運営改善調査の実例などを基に、横断的な課題としてどのようなものがあり得るかということで、所有者不明土地等の問題と、人口減、担い手不足の問題を例として挙げさせていただきました。これ以外にも横断的な課題があるかもしれませんが、本日はこれらの例を踏まえ、横断的な課題への対応に関し、政策評価審議会や総務省がどのような役割を果たせるのか、こうした課題にどのようにアプローチをしていけばよいのかということなどについて御審議をいただければと考えております。

事務局からの説明は以上です。

(森田部会長) 御説明ありがとうございました。

大変大きな、多少漠然とした問題提起かと思えますけれども、今の世の中にとりまして大変重要なことと思えますので、どうぞ委員の皆様から御自由に御質問、御発言をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

横田臨時委員、よろしいですか。

(横田臨時委員) ありがとうございます。

まず、本当に横串で見ていくのが重要だと改めて感じた次第です。担い手不足、人口減のところは、かなり大きくくりなので、さらに中分類も必要ではないかと思いました。地域コミュニティの弱体化であったり、産業地帯で後継者が少ない状況であったり、人口減による問題は各所管で出てくるところなので、そう感じた次第です。

また、もう一つの土地所有者不明の問題に関しても、横串に立って改善の方向性も幾つか出ているとはいえ、ルール of 乱立を見ていくのは非常に重要だと思っています。恐らく各府省でも、省内での事例は参考にしつつルール of 設定をしているかと思いますが、省を越え

たものを見ていない場合もあるだろうと考えると、やはり総務省において、ルールの合理性や緩和も含めて、提供できる情報はたくさんあるだろうと思います。類似の構造でいうと、個人情報保護法制2000個問題があります。本当にそのルールは必要か、違いがある必要があるのか丁寧に見ていく必要があると思うので、非常に価値があると思いました。

一方で、所有者不明の確定に関して、これは個人情報の問題かと思います。一方の案件で所有者不明が確定している場合には、もう一方について、本来はひもづいて情報共有されてもいいのではないかという問題も出てくるかと思います。

(森田部会長) ありがとうございました。

ほかの方、いかがでしょうか。

(牛尾部会長代理) お願いします。

(森田部会長) 牛尾委員、どうぞ。

(牛尾部会長代理) 論点、三つポイントをお話しさせていただきたいと思います。

まず、今回の会議で、行政事業レビューの動向をお話ししていただいて非常によかったと思います。その中で、やはり行政事業レビューの最大の弱点は、個別事業の評価であるがゆえに、政府ないしは国家の全体として見たときに、政府なり国が有効に国民に対してサービスを提供しているかという視点を取りにくいことです。つまり、個別事業が効率的であっても、全体として見た場合に、事業間の優先順位など様々な要素があることから、それが全体的な効率性を表しているとは言えないわけです。その全体感を見るのがやはり政策評価の役割であることが、今回、行政事業レビューの動向をお話ししていただき、私は非常に明確になってきたという印象を受けました。それから考えると、今回、横断的な課題という切り口でとのお話が出ていて、やはり非常にタイムリーであるし、全体感だけではなくて、行政事業レビューの個別の有効性がある前に整合性ができていけばいいなと思っております。それがまず第1点です。

それから第2点目は、こうした横断的な課題に取り組むことで、解決可能な問題、分野が非常に広がるのではないかということです。今回、所有者不明問題と、それから人口減・担い手問題を取り上げていただきました。やはりまず考えられるのが、少しくまく意見がまとまっておりませんが、他の地方公共団体との連携や広域化、あるいは国と都道府県との役割分担、それから都道府県と政令指定都市との役割分担が、新型コロナウイルス感染症の拡大により非常に危ういような状況になってきているので、それで解決できる部分が大きいのではないかという気がしています。やはり横断的な課題に取り組むことで、政策評価制度に

ついて論議を深めていくことができれば良いと考えています。

最後の1点は、少し細かい問題ですが、以前政策評価審議会でも発言したことがあります。生産年齢人口、これが15歳から64歳と誰が決定したのかということです。現実の日本の社会の高齢者を見ると、例えば、70歳まで生産年齢人口の枠を広げてもいいんじゃないかという考え方もあるかなと。そうしてくると、人口減や担い手問題の解決にもなるんじゃないかなということも考えています。

以上です。

(森田部会長) ありがとうございました。

もう少し御意見を伺ってから、事務局に発言してもらいたいと思いますが、ほかの委員の方、いかがでしょうか。どなたか。

岩崎委員、どうぞ。

(岩崎委員) 岩崎です。非常に丁寧な御説明ありがとうございました。

私からは、簡単にコメントだけさせていただきます。人口減、担い手不足の観点ですが、これまでも私も何度も申し上げてまいりましたが、やはり自治体戦略2040構想などでも指摘されてきたように、超高齢人口減少時代のデジタル化をどう進めていくのかという議論にも関係してくると思っております。また、「2025年の崖」の問題に対処するために、令和7年度を目標にした地方公共団体の業務プロセスや情報システムの標準化、あるいは共有化、それに伴うAIやロボティクスの活用によって各府省横断、あるいは地方と中央の連携など、DXが進んできている感じはしています。

一方で、労働力不足については、やはり横田臨時委員がおっしゃったように、非常に多種多様な社会問題を抱えているという点は私も全く同感です。

JST（日本科学技術振興機構）と、介護人材の育成とデジタルの活用というテーマで、これまで長く研究をしてきましたが、この問題は日本だけではありません。高齢化や人口減少の中でどうデジタルを活用していくかは世界共通の課題にもなってきています。今日御説明いただいたような介護や看護人材の不足は、これから日本の超高齢社会が2060年まで世界でトップクラスでもありますし、より一層深刻になってくると推察しております。人材育成と、ロボティクスの活用がカギを握ると思います。介護ロボティクスの研究開発人材教育や介護や看護の環境整備、外国人労働者の教育訓練給付などが、実際に日本の現場でしっかりと実装できているのかという点が大事だと思います。

省庁横断で解決すべき社会課題としては適切であり政策評価審議会で議論していくべき

テーマではあると思いますが、私が指摘した点をもう少し議論をしていく必要があるのではと感じています。

以上です。

(森田部会長) ありがとうございます。

ほかに御発言いかがでしょうか。生産年齢人口の話が出ておりますけれども、田辺委員、いかがでしょうか。

(田辺臨時委員) 高齢者の定義に係る問題は、全世代型のところでは、既にどこかの副大臣が65歳で老いるのは違和感がないかといった問題提起はされておりました。ただ、あれは人口の統計において、国際規格に適合しないといけない部分があること、また、制度面でいうと、年金その他の関係により、見直しは微妙なところがあります。ただ、実際は、御指摘いただきましたように、現在の65歳の老人力はこの場合だと非常に低い。これは20年くらい間に急速に変化していきまして、例えば、10年前の65歳の人の疾病率や、運動能力その他は現在の70歳くらいの人と一緒にしますので、ここ十何年の間に急速に変化した老人力の低下という部分を政策にどう反映しているのかといった議論はあり得るのだらうとは思いますが。ただ、見るときに、国際比較、その他制度との関連があることから、対応に苦慮する問題は出てくるのだらうと思えます。

共通問題を明らかにして出していくというのは、非常に良い試みだとは思いますが。ただ、例えば、土地の利用、それから管理に関わるところですと、法務省、それから国土交通省も別に手をこまねているわけではなく、国土交通省でも検討会を作って、ほぼここに出ていると同様の表というか、どういう手順で実施している、それから見つからなかったときの処理の類型みたいなものを出していきまして、そこに重複する形で同じ評価の結果としてのものを返すというのは少し情報の新しさが少ないという側面はあります。ただ、恐らく解決策のところでは幾つかあるのだらうと思えますが、一つは、制度がきつ過ぎる、または使いづらさという問題がある。探索コストを下げるのが一つだと思います。また、公表する際に、単に課題という形ではなく、なぜこうしたことが生じているのか、その原因の部分に着目して、そこも恐らく共通するものがあるかと思えますので、例を示して、対応を考えていくべきだと思います。最終的には、いろいろな法律の中で、その情報の探索、取り方、それから処理の仕方が個別に決められているので、それを変えていくことにはなるのだらうと思えますが、十分に議論を行わないとなかなか難しいところがあるのだらうというのが1点です。

それから、後半の人口減の中での必要な人材不足問題は、恐らく、皆様方もあらゆるとこ

ろで聞いていらっしゃる課題で、実際に対応に苦慮しているところです。例えば、介護や医療の分野で実施して、推計を実施して、その表中にもあるような数字が出ていますが、そのときに、どのように解決するかは幾つかのパターンがあります。一つは、賃金を上げるといふ、岸田政権の中で実施したような3%上げたぐらいで人が来るかなという気もしますが、それを実施して、労働市場の中でより高いポジショニングを得ようというやり方。それから、2番目は、特に医療、それから介護は有資格者が非常に多いので、それらの方々が復帰しやすいようなプログラム、やり方を考える。研修のようなことなのかもしれません。あと、3番目としては、これはミスマッチによるものであったら、ここにこういうポストがありますよと、その情報の組合せを見せるようなものを作り上げて、それで労働の供給側と需要側とのミスマッチを直していく方法を出していけばいいのだろうとは思いますが。

ただ、これは各政策分野でほぼ手を打ってはいますが、もう答えは簡単です。全体のキャパシティが年間40万人のペースで減少している、これがここ10年、20年、30年、40年ぐらい続いてしまいますので、各所で、人が必要だから手配してほしいと言っても、どうも全体として不整合になっているようにしか見えてこないところがあります。そうすると、非常に反対されるとは思いますが、恐らく人材不足を前提として、需要の制御ないしは何をサービスの対象とするのかというところまで持っていかないと、問題自体はなかなか解決しないのではないかと思います。ただ、それは各政策分野の中で実施していただく作業だとは思いますが、簡単に言うと、取り合うだけではどうしようもないというのを上手に見せて、対応をお考えいただくところまで、行政評価局の横串としての機能を果たしていただければと思っています次第です。

以上です。

(森田部会長) ありがとうございました。

ほかに御発言のある方、いらっしゃいませんか。よろしいですか。

薄井委員、どうぞ。

(薄井委員) ありがとうございます。

皆さん、非常に緻密な各論を展開されていますので、やや感想めいたことで恐縮ですが、総務省行政評価局がこういった、ある種「括っていく」取組をするのは、僕は非常に良いことだと思います。先ほど横田臨時委員がおっしゃいましたが、どういう「括り方」があるか、「大括り」なのか、「中括り」なのか、「小括り」なのか、いろいろな切り口があると思いますが、まずは、共通する課題を「括って」見せてみる。次に、今たまたま仏教関係の本ばかり

り読んでいますが、因果という言葉は非常に重い、あるいは深い言葉です。「括った」うえで、その集合内の因果関係を分析し、さらに繰り返し考えてみる。共通の課題を抽出し反芻するといった一種の循環的な作業、さらには、「大括り」、「中括り」、「小括り」の相互の因果関係を深く分析していけば、当然、恐らく皆さんいろいろなことに思いが至り、キラッと気づかれたことを自ずと情報発信したくなると思います。テクニカルに難しいところがあるかもしれませんが、そこから導かれた政策的なインプリケーションを、ぜひ強く出していただきたい。それが各府省に対する良き誘導にもなり、あるいは議題1の行政事業レビューについても一層の示唆になる可能性もあると思います。大変難しいことを注文して恐縮ですが、こうした「括る」作業を今後どのように展開していただけるか、強い期待を表明したいと思います。

以上です。

(森田部会長) ありがとうございます。

小野委員、いかがでしょうか。

(小野専門委員) どうもありがとうございます。

私も一つ、二つコメントだけさせていただきたいと思います。一つは、横断的な観点でというのはすばらしいと思いますし、行政評価局、ないしは政策評価審議会の役割としても大いに期待したいところでもあります。ただ、それが各府省様々な取組をしていて、田辺先生もおっしゃったように、もうここで話題になっているようなものは各府省も課題の認識をして取り組まれていると思います。それにも関わらず、各府省の取組を組み合わせてもみたのが、結果として国民が最も知りたい評価のようなものに比べられるものになると、すばらしいと思いました。そういう役割を果たせばいいなというのが一つあります。

先ほどの人材不足の話も、各分野で既に認識されていて、対応に悩むことがありますが、それを組み合わせると、やはり、特に地方においては、全部複合的に絡んでくるところもあるでしょうし、場合によっては、今回の話の延長では難しいかもしれませんが、人手不足は、要するに人口が減っていることが原因で起きるといって、間違いなくそういう要素があるわけです。そうすると、全国の人口減少の問題と、それに加えて人口移動、流出によって、例えば鳥取県は典型的ですが、人手不足に拍車がかかっているところもあり、そういうことを含めて複合的な原因があって起きています。要するに国民から見て、なるほど、こういうことが課題で、こういうことを政府は改善しなければいけないんだといったことが打ち出されると、非常に世の中の関心は高まるのではないかと思います。

あともう一つ、細かいことといえば細かいことですが、現在の行政運営改善調査は、政策評価制度の中で総合性や統一性確保ということで取り上げるものと、行政評価・監視の観点で取り上げるものに分けて取り組まれてきたと思います。余り制度自体にこだわるよりも、結果が出ればいいということだとは思いますが、横断的な観点においては、複数の省庁が取り組んでいるものや統一というのも、要するに行政の改善のためといえばそうでしょうけれども、そこは制度として、横断的な取組をどのように整備されるかについては、よくわからないところがありますので、もしよろしければ、今すぐでなくてもいいので、教えていただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

(森田部会長) ありがとうございました。

こういうことを議論していく形で、国による評価のあり方として出すのか出すべきでないのかということについては、また御議論いただきたいところだと思います。辻企画課長、何かありますか。まだここはそういう問題提起というだけでよろしいでしょうか。

(辻企画課長) ありがとうございます。

先生方にいろいろ詳細に御意見をいただき、例えば田辺先生からは、どのように課題にアプローチしていったらいいかというところ、悩ましいところをかなり細かく分析をさせていただいたと思っておりますので、今後、そういったものをどのように行政運営改善調査の中で生かしていけるのかを引き続き考えていきたいと思っております。

それから課題の分類の話、横田先生や薄井先生からもいただきましたが、実は、今回資料を作っていて、まさに御指摘のとおり、これは少し広過ぎるのではないかと思っておりました。一方で、細かく分類しようと思うと、一つの調査テーマを見たときに、課題が重複している。例えば、切り口が、地域コミュニティの衰退の話、地方公共団体において対応が難しくなっているような話、専門人材が確保できなくなっている話、全て重層的に重複していたりしており、なかなか細かく分類していくのが難しいということで、今回はこういう形で整理をさせていただきましたが、まさに課題解決を考えていくときには、そのように細かく分類して、もう少しテーマを明確にして議論していくのも重要だと思います。その辺も引き続き勉強していく必要があると考えております。

それから、最後、小野先生がおっしゃっていた行政運営改善調査における、統一性総合性確保評価と、それから行政評価監視との棲み分けについて、当局としては、課題を解決することを念頭に置きながら、どういう評価のやり方で行っていくのかを考えていくこととし

ており、行政運営改善調査の中では、両方のツールを念頭に置きながら、横断的な課題に対応していくことになると考えております。

事務局からは以上です。

(森田部会長) ありがとうございました。

追加的にさらにもう一言という、横田臨時委員、どうぞ。

(横田臨時委員) ありがとうございます。2点だけコメントさせていただきます。

人材の奪い合いの件、岩崎先生の本当にど真ん中の分野のロボティクスやデジタル化での解消はもちろんです。人材投入、労働力の追加投入もあるかと思えます。個人的に、霞が関が遅れている部分は、人材のシェアに関するルール整備ではないかと考えています。その視点で先ほどの、ルール緩和を横串で見ると必要が出てきます。例えば先日、別の会議で、60歳を超えて初等教育の教員に少し関わろうかなと思った際、フルタイムではなく、もう少し柔軟な働き方であれば、パラレルワーク含め人材投入ができるといった意見が出ました。また、看護師の奪い合いは既に激しい。医療的ケア児対応や病児保育など質の担保となると、必ず看護師の需要が増え、奪い合いが発生するところです。横軸で見ながら、人材シェアという観点で何ができているかも見ていくことができるのではないかと思った次第です。1点目は以上です。

2点目は、行政評価局の負担も大きくなっていくことから、横軸の課題をどのように抽出していくのか、キーワードをどう発見しやすい形で整理するのか。現在、行革事務局でシステムが走り始めていて、検索の部分まではできるようになっているということです。恐らく、頻出するワードを何かキーワードのタグがあったり、皆さんが多く検索されているものから見ていくなど、システムチックに抽出していく方法もあろうかと思っています。ぜひその点は御留意いただければと思います。

以上です。

(森田部会長) ありがとうございました。

ほかによろしいですか。

それでは、私もいろいろと思いがあつたものから、少しだけ言わせていただきます。今まで政策評価で施策ごと、事業ごとにいろいろな評価を見てきましたが、例えば、この前の医療的ケア児のケースのように、政府がきちんと専門職を整備することによってケアをし、目標を置いて、例えば、そういう人を雇うために補助金をつけますと言いますが、実態を見てみると、人が集まらない場合が出てくるわけですね。そのような人手不足の事例はた

くさん出ております。政策評価のような形でなくても、今、介護の現場、特に地方だと、介護労働力として働いている人は60歳以上の方が圧倒的に多い。そういう意味でいうと、いろいろな行政分野に共通して人材が既に足りないのではないか。そこで、専門職を集めましょう、それによって目的を達成しましょうという政策を幾ら掲げたとしても、達成できない。人の奪い合いになってしまっているのではないか。そうすると、この問題を共通項としてどのように対応したらいいのか。「やっています」と言っても、それぞれのところが達成が難しい目標を作っていて、結果として政策評価で「達成していない」という評価を付けたとしても、それでは課題は解決しないでしょう。同じことは土地の問題にも言えることであり、ため池も、空き家問題も、政策評価では取り上げられておりませんが、都市部でも、老朽化したマンションの管理、持ち主が亡くなったり行方不明になってしまったり、管理費も払えない、マンションが老朽化して危険な状態が発生する。そのようなときに、国土交通省もいろいろ考えて、例えばマンションの建て替えの決議を全員一致であったものを8割の賛成できるようにする。そのうちこれは過半数でいいことになるのかもしれませんが。問題は、過半数で建て替えをすとしても、建て替え資金はどのように確保するのか。それができないと、建て替え決議ができたとしても、老朽化した危険なマンションはいっぱい残ってしまう。したがって、今の制度で何とかしようとしても、できないわけです。このような深刻な問題が共通して出てきているのではないか。

そこまで踏み込むならば、例えば、一定期間所有者を探すとか、所有者がきちんとした管理義務、管理責任を果たせないような場合には、国庫に帰属させてしまうとか、地方公共団体も、寄附を受けても困ってしまうという話を聞いて、昔とはもう大分状況が変わってきてしまっている。こういう問題にどのように取り組んだらいいのか、我々はたまたまこういう横断的に政策を評価する点から見ているために気がつくことがあります。各府省は、自分のところの問題ですから、例えば、事象が所管する事業に人が集まってくれば、ほかの府省の事業から人が移動してきても差し支えない。そのように捉えてしまうところもあると思います。このような共通して考えていかなければならない問題をどういう形で取り上げて、どこでそれに対する対応をしていくのか。そういうことに気がついているのは、やはり各省の政策を横断的にみている政策評価であって、そこから問題提議が必要ではないかと考えるところです。

ただ、今までの政策評価のスキーム、制度では、田辺先生もおっしゃいましたが、これの実施方法については更に検討する必要があると思います。他府省からすると、大変すばらし

い、ベースにある問題について指摘をしてくれたとおっしゃるかもしれませんが、他方で、それはうちでやるべき話なのに、という声も出てくるかもしれませんし、その辺りについては、事務局と一緒に考えていく必要があると思っております。非常に重要な論点に気がついて、そして、これを情報発信してみんなで考えることによって、課題解決に結び付くと思われるような発言は、やはり何らかの形ですべきではないか。それにつきましては、皆さん、反対される方はいなかったと今日の御発言からは理解しております。

ここの論点をきちっと整理をして発信をしていくことと、実は、ほかにも同様の問題が制度上にもいろいろあるかと思えます。そういうことをこれから考えていく必要があるのではないかということで、事務局がこのような資料を作ってくださいました。私もこれを見て、気がつくところは多々ございましたので、これから更に考えていけると思っております。事務局はこれから大変かもしれませんが、ぜひ頑張って実施していただければと思っております。

それでは、本日、委員の皆様からいただいた御意見につきましては、事務局において今後どうするかという論点等を整理していただいて、改めてまた議論にかけたいと思しますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、時間がほぼ参りましたけれど、これだけは言っておきたいという御発言ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局、何かございましたらお願いいたします。

(辻企画課長) 次回の日程等については、改めて調整をいたしまして、各委員に御連絡をさせていただきます。よろしく申し上げます。

(森田部会長) よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、第34回政策評価制度部会を閉会いたします。皆様、お忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。

(以上)